「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によるガス料金の値引きについて(延長)

2024年1月15日 白根ガス株式会社

白根ガス株式会社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の延長を受けて、 2024年2月検針分から2024年6月検針分まで、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、これまで同様にお客様自身によるお手続きや当社へのご連絡の必要はございません。

(1) 対象期間・値引き単価

- ・2024 年 2 月検針分(1 月検針日の翌日から 2 月検針日まで) ~ 2024 年 5 月検針分(4 月検針日の翌日から 5 月検針日まで) 1 ㎡あたり15円(税込)
- ・2024 年 6 月検針分(5 月検針日の翌日から 6 月検針日まで) 1 ㎡あたり 7.5 円(税込)

(2) 算定方法

対象期間におけるガス料金の算定方法は、以下のとおりです。



- ※ 値引きを踏まえた毎月の従量料金単価については、当社ホームページ及び別紙(次項)のとおりに 検針時に配布する検針票「ガスご使用量のお知らせ」でもお知らせします。
- ※ 単位:円(税込)
- (3) 標準的なご家庭における値引き額(2024年2月検針分~2024年5月検針分) 当社における標準的なご家庭のご使用量45㎡で計算した値引き額<参考額>は、1月当たり675 円(税込)【45㎡×15円】です。

(4) 電気・ガス価格激変緩和対策事業について

国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。詳細につきましては、以下の経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご確認ください。 https://r5.denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

以上

<お問い合わせ先>

白根ガス株式会社 営業部

TEL:0256-61-7511

<別紙> 検針票「ガスご使用量のお知らせ」 ※例:2024 年 2 月検針分

